

介護保険制度を改正

所得が低い 65 歳以上の方の保険料を軽減など

4月から、介護保険制度の一部が変わりました。所得が低い65歳以上の方の保険料の軽減、特別養護老人ホームへの新規入所の対象の変更、多床室の利用負担限度額の変更などです。

また、8月から、介護サービスの利用者負担割合や入所サービスの資産要件などが変更されます。

介護保険課

☎995-1821

低所得の65歳以上の方の保険料 軽減割合を拡充

公費による軽減が強化されました。消費税増税分を財源に、所得が低い65歳以上の方で保険料段階が第1段階の方の軽減割合が拡充されました。

特別養護老人ホームの入所基準 原則要介護3以上に

特別養護老人ホームに新規で入所する場合は、原則として要介護状態区分が要介護3以上の方が対象になりました。要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で在宅生活が困難な状況であれば、新規入所が認められる場合があります。

Q&A こんなときは、どうなるの？

Q1. 平成27年3月31日時点で施設に入所していたが、4月1日以降に要介護1（または要介護2）に変更になりました。このまま入所していて良いのでしょうか？

A1. 4月1日以前に入所していれば、その後、要介護1または要介護2に変更になっても引き続き入所できます。

Q2. 4月1日以降に入所したが、その後要介護1（または要介護2）に変更になりました。退所しなければいけないのでしょうか？

A2. 施設への入所は原則として要介護3以上の方に限定されましたが、要介護1または要介護2の方でも特例的な入所が認められることがあります。一度退所して、居宅で日常生活を営むことができるか検討してください。その結果、居宅で日常生活を営むことが困難で、やむを得ない事由があると判断された場合は、引き続き施設に入所できます。

要介護状態区分とは

介護認定審査会の審査で、介護の必要性に応じて5つに区分されます。要介護1から要介護5となるに従って、介護を必要とする度合いが高くなります。

多床室の基準費用額

第2・3段階は日額320円から370円に

介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護保険課療養型医療施設などの施設サービスで多床室を利用する方の負担限度額が変更になりました。利用者負担段階が第2・3段階の方は、日額370円です。

3月31日以前に発行した認定証は、改定後の負担額に読み替えて対応します。

介護サービスの利用者負担段階とは

老齢福祉年金や生活保護の受給の有無や合計所得額などで4つの段階で区分されます。

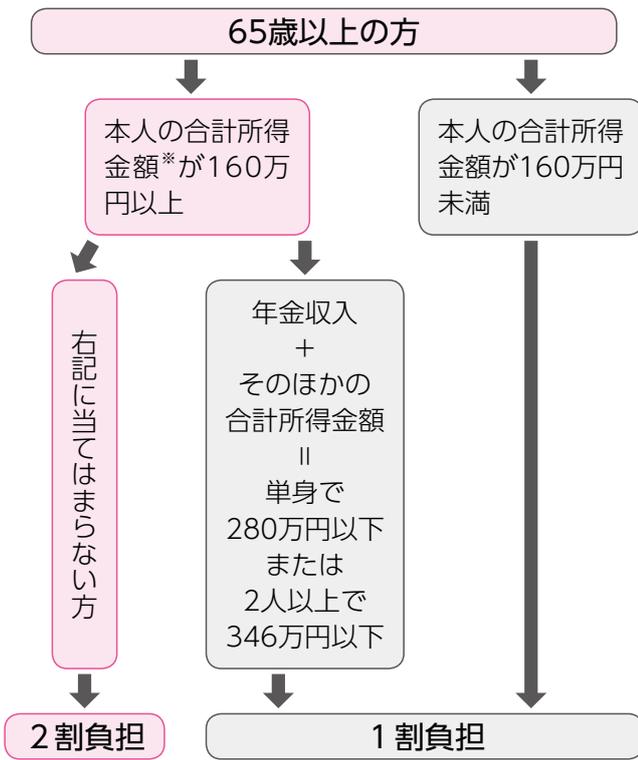
区分	対象者
第1段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税収入金額が80万円以下の方
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方
第4段階	上記以外の方



8月から 介護保険サービス利用者負担割合や入所サービスの資産要件などを変更

◆一定所得以上の65歳以上の方の負担が2割に

一定以上の所得のある65歳以上の方が、介護保険サービスを利用したときの負担が2割になります。要支援、要介護の認定を受けた方には、介護保険負担割合証が7月ごろに届きます。



*合計所得金額は、年金や給与の収入、事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額のことです。

◆所得が低い方で施設利用者などの適用要件を変更

所得が低い方で施設やショートステイを利用している方の食費・居住費の補足給付の適用要件が追加されます。

所得要件
市民税世帯非課税
別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税
+
資産要件
預貯金などが単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

◆高額介護サービス利用者負担限度額を一部引上げ

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が、一定額を超えた時に支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設されました。

現役並み所得者は、同一世帯に課税所得が145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入合計が単身の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上の方のことです。対象者の限度額は、37,200円から44,400円になります。

(月額)

利用者負担段階区分	限度額
現役並み所得者	44,400円
一般	37,200円
市民税世帯非課税	24,600円
・公的年金など収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
生活保護の受給者など	15,000円(個人)など

◆高額医療・高額介護合算制度の限度額を一部変更

年間の介護保険サービスと医療費の自己負担分(介護と医療それぞれのサービスの限度額適用後の自己負担分)が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の70歳未満の方の限度額が変更されます。

(年額)

所得	7月まで	8月から
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税世帯非課税	34万円	34万円

- 対象の方は、医療保険の窓口への申請が必要です。
- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。